

輪島市監査公表第53号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年2月2日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月25日（水） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市「3つの里構想」のひとつである「平家の里」の中核をなす上時国家及び時国家の史跡等の修復・整備を、国の補助事業を有効に活用し多年にわたり行っている。輪島市の観光活性化策は史跡・文化遺産と密接に関わっていると思われ、今後もその保存に力を入れると共に新たな掘り起こしを含めて、文化振興に尽力されることを期待したい。

○門前町の文化施設の利用者数については、「北前船資料館」や「禅の里交流館」にみられるように旅行会社の旅行行程からの撤廃、定期交通機関のコース廃止などにより、昨年度比で大幅に減少している。「禅の里」を売りにしているには悲しい現実であり、今後早急な対応策が必要と思われる。観光客誘致の手法について、広く市民の意見を聞くことも含め職員一丸となり創意工夫することを望みたい。

○文化会館大ホールの入場者数は、本年度実施した自主事業公演の例にもみられるように伸び悩みが大きな課題となっている。開催するイベントの工夫は無論のこと積極的な売り込みを行うことにより、入場者数が少しでも増加するよう努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。